

▶ 寄附者に対する免税優遇措置のご案内

特定公益増進法人である学校法人慈恵大学に寄附された場合は、所得税法施行令第217条第1項第4号および法人税法施行令第77条第1項第4号により寄附金控除を受けることができます。

個人の場合

- (1) 当該年度(1～12月)中に支出した寄附金の額が2,000円を超える場合は、次の算式により、その年の所得から控除され、所得税が減額されます。

その年に支出した寄附額-2,000円=寄附金控除額 ※但し、その年の総所得金額等の40%を限度とする

- (2) 寄附金控除を受けるためには、確定申告を行い、所得税の還付請求をしていただきます。その際「寄附金領収書」および「特定公益増進法人証明書(写)」が必要となります。
- (3) 免税に必要な領収書および特定公益増進法人証明書(写)は寄附金が入金され次第お送り致します。大切に保管して下さい。

※分割払込の場合の特定公益増進法人証明書(写)は、1回目の際に証明書を送付致します。
なお、年度を超えて分割される場合は、必要時に送付申し上げます。

■ 法人の場合

日本私立学校振興・共済事業団に学校法人慈恵大学を受配者に指定して寄附をされる場合は、法人税の規程により全額が当該法人の損金に参入されます。同事業団発行の受領書は後日学校法人慈恵大学より送付申し上げます。

(事務手続上、20日前後の日数が必要と存じます。)

振込用紙記入例

[12]		東京		払込取扱票 (振込通知書)										通常払込料金 加入者負担																							
		口座記号番号		値：千：百：十：万：千：百：十：円																																	
0		0		1		8		0		3				6		3		9		1		7		5													
加入者 氏名		振込先		慈恵大学創立百三十年記念事業										料 金		備 考																					
				銀行										支店		普通預金 口座番号																					
ご依頼人・通信欄		※ 申込総額		慈恵大学創立百三十年記念事業										※ 払込の内容		☐ 一括払込 ☐ 分割払込 ① _____ 分割の _____ 回目 ② 次回払込予定 _____ 年 ____ 月																					
				値：千：百：十：万：千：百：十：円																																	
※ 住所 TEL.		※ 父姓		フリガナ										日付		印																					
				学年 年																																	
※ 本校との関係		同窓会員		T・S・H 年卒業，同窓支部										附		印																					
				本校役員評議会 ・ 教職員 ・ 旧教職員																																	
裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行) (承諾番号東第2148号) これより下部には何も記入しないでください。		賛同企業		個人 ・ 一般団体										印																							

■ 寄附状況の報告等について

- 募金活動の状況につきましては、本学の広報誌にてご報告させていただきます。また、ご寄附をいただきました方々のご芳名(企業名)も併せてご報告させていただきます。
- 百万円以上のご寄附をいただきました方々につきましては、本学中央棟1階のドナーズボードに、ご厚意に感謝し、そのご功績を永く顕彰するためご芳名(企業名)を掲額させていただきます。
- ※掲額をご辞退される方につきましては、その旨承ります。



東京慈恵会医科大学
ともに歩む慈恵
創立百三十年記念事業募金

● 募集期間 ●
2010.10.1～2018.9.30



募金に関するお問い合わせ・ご連絡

創立百三十年記念事業募金事務局

〒105-8461 東京都港区西新橋3丁目25番8号
電話:0120-541-570(フリーダイヤル)
FAX:0120-541-571(フリーダイヤル)

皆さまのご支援をお願い申し上げます。

現在、日本の医学・医療は、医師数の地域格差、特定診療科の医師不足、
医学研究者の不足など様々な問題に直面しています。
医療は高度・専門分化し、それに対応する専門医を育成するとともに、
一方では、総合的診療能力を備えた医師の育成が求められています。
本学の使命を果たすためには、
教育・研究施設の改善充実を図り、附属病院の施設整備を行うことが喫緊の課題です。
成医会講習所、看護婦教育所、そして、有志共立東京病院を創設したときに、
高木兼寛の高い志に共感した方々の協力を得たことを想いおこし、
大学発展のための将来計画を実現するために、皆さまのご支援をお願い申し上げます。
皆さまのご寄附は、本院外来棟の建築と教育・研究施設の整備に使わせていただきます。
何卒、創立以来、本学の底流に脈々と流れている学祖の精神をご理解頂き、
創立130年記念事業募金にご賛同下さいますようお願い申し上げます。

学校法人慈恵大学 理事長 **栗原 敏**

1. 募金目的

東京慈恵会医科大学 教育・研究施設および病院施設の建築資金
2. 目標額

20億円
3. 申込受付期間

平成22年10月1日～平成30年9月30日(8年間)
4. 申込および払込方法

(1) 同封の「寄附申込書」に所定事項を記載のうえ慈恵大学創立百三十年記念事業募金事務局宛にご送付ください。
(2) 所定の「振込用紙」に必要事項を記載のうえ、お払込ください。

▶ 寄附金払込のご案内

払込の種類

寄附払込は一括払いと分割払いがあります。
(1)一括払い
(2)分割払い 2年以内で均等分割払いができます。

払込方法

(1)銀行振込

同封の所定用紙にご記入の
うえ、右記銀行の「慈恵大学
創立百三十年記念事業」
口座へお振込ください。

銀行名	取りまとめ店	種 類	口 座 番 号
三菱東京UFJ銀行	虎ノ門支店	普通預金	0119898
三井住友銀行	日比谷支店	普通預金	8613985
りそな銀行	新橋支店	普通預金	1857242
三菱UFJ信託銀行	本 店	普通預金	4212361

(2)郵便振込

同封の所定用紙にご記入の
うえ、最寄りの郵便局からお
振込ください。

●口座名「慈恵大学創立百三十年記念事業」
●郵便振替 00180-3-639175

- 上記の銀行（全国の本支店）および郵便局で払い込んだ場合は、払込手数料は無料となります。
- 振込用紙の記入例は末尾をご参照ください。
- 振込金額によっては本人確認がおこなわれることがありますので、運転免許証等をご持参下さい。

(3)大学へご持参

大学へご持参の場合は、直接募金事務局(大学本館経理課隣)までお願い申し上げます。

分割払い

分割払いをご希望の場合は、次の通りとなります。

- (1)分割回数

2回・5回・10回・20回の4区分でお願い致します。
- (2)分割金額

1回あたりの金額が均等となるようお願い致します。

分割払いの一例（10万円の場合）

分割回数	1回あたりの金額
2回分割	50,000円
5回分割	20,000円
10回分割	10,000円
20回分割	5,000円

※20万円の場合は2倍の金額、50万円の場合は5倍の金額になります。